

質問回答書

このことについては、下記のとおりです。

公 告 番 号 春日部市告示第650号
件 名 粕壁市民センター外10館印刷機賃貸借（長期継続契約）

記

質問事項	回答事項
<p>1 納入期限について</p> <p>指定の契約期間について、物流遅延等の不測自体が発生し納期遅延が発生する可能性があります。その他、台風等自然災害の影響もしくは、部品の入荷等の状況により納期遅延が生じた場合、当社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等無く、納期延長等を協議できますでしょうか。</p>	<p>1. 「春日部市物品等賃貸借標準契約約款」第7条及び8条に記載のとおりです。</p>
<p>2 第三者委託について</p> <p>賃貸人（リース会社）で対応できない業務（機器の設置・設定、機器の保守、各種要提出書類の作成・提出、契約満了後の機器撤去および引揚など）がある場合、当該業務を、第三者に再委託することは可能との認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、再委託可能な場合、貴市に承諾を得る書面を事前にご提示頂けませんでしょうか。</p>	<p>2. 「春日部市物品等賃貸借標準契約約款」第2条に記載のとおり、あらかじめ賃借人の書面による承認を得た場合は可能です。なお、申請に必要な書面等を賃借人である当市から提示いたします。</p>
<p>3 契約の変更または解除について</p> <p>「本件契約を締結した会計年度の翌年度以降において、貴市の歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない」など、本契約を変更または解除となつた場合、賃貸人（リース会社）は、解約金もしくは損害賠償請求はできますでしょうか。</p>	<p>3. 賃貸借契約書（長期継続契約）の「7 その他特定条件」に記載のとおりです。</p>

<p>4 契約手続等について 契約約款は、「貴市用意のもの」と「賃貸人(リース会社)用意のもの」どちらになりますでしょうか。</p> <p>「貴市用意のもの」の場合、契約約款は、下記に掲載されている「表：約款」6の春日部市物品等賃貸借標準契約約款(PDF:128KB)でしょうか。</p> <p>https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikiarasagasu/keiyakukensaka/gyomuannai/2/3/4054.html</p>	<p>4. お見込みのとおり、当市が用意する「春日部市物品等賃貸借標準契約約款」を使用します。</p>
<p>5 契約不適合責任について 賃貸人(リース会社)が機器購入先から物品を購入できない等の契約不適合及び物件引き渡し後の危険負担責任は、賃貸人(リース会社)にはない、との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>5. 「春日部市物品等賃貸借標準契約約款」第16条に記載のとおりです。</p>
<p>6 仕様書. 10 機器の撤去について 賃貸人(リース会社)費用負担で機器を撤去させて頂きますが、機器一式は、貴市にて貴市指定場所(本庁舎など)1ヵ所に纏めて頂けるとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>1ヵ所に纏めて頂ける場合、纏めて頂く場所にもありますが、建物の2階以上に纏めて頂く際はエレベーターの使用は可能との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>6. 機器(賃貸物件)は「柏壁市民センター外10館印刷機賃貸借(長期継続契約)仕様書」2の別紙に記載のそれぞれの設置場所から撤去願います。</p>
<p>7 仕様書. 10 機器の撤去について 6のご回答内容にもありますが、機器の撤去が配置施設単位の場合、エレベーターは使用可能との認識でよろしいでしょうか。</p> <p>エレベーターが使用不可の場合、その配置施設名を教えて下さい。</p>	<p>7. 設置及び撤去の際にエレベーターの使用は可能です。エレベーターを使用した設置及び撤去に該当する場所は、武里市民センターと庄和市民センター正風館になります。</p>
<p>8 仕様書. 11 秘密の保持について データ消去は、機器一式を撤去後、賃貸人(リース会社)指定ヤードでの実施でよろしいでしょうか。</p>	<p>8. 賃貸人(リース会社)指定ヤードでの実施は可能です。</p>

<p>9 仕様書. 11 秘密の保持について データ消去完了後、貴市に報告させて頂きますが、書面での報告(提出)は不要との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>9. 「柏壁市民センター外 10 館印刷機賃貸借 (長期継続契約) 仕様書」11 (2) に記載 のとおり報告は必要となります。ただし、 報告の形式は問いません。</p>
<p>10 契約書のひな形を開示お願いします。</p>	<p>10. 本件の公告内にある「10. その他」に掲載の とおりです。</p>
<p>11 リース会社は、保守等の賃貸借期間 中のサービスを提供できないが、納入業者 に委託する場合は、春日部市に書面で提出 する必要があるのか?</p>	<p>11. 「春日部市物品等賃貸借標準契約約款」第 2 条に記載のとおり、あらかじめ賃借人の 書面による承認を得た場合は可能です。な お、申請に必要な書面等を賃借人である当 市から提示いたします。</p>
<p>12 また、契約保守等が含まれるため、 3 社間 (賃借人・賃貸人・納入業者) 賃貸 借契約とするのか?</p>	<p>12. 賃貸借契約は、賃借人と賃貸人で行います。</p>
<p>13 賃貸借期間満了後の物件引き揚げに ついて、春日部市側で 1 か所に集約して引 き揚げるのか? または、各設置場所から引 き揚げるのか?</p>	<p>13. 機器 (賃貸物件) は「柏壁市民センター外 10 館印刷機賃貸借 (長期継続契約) 仕様 書」2 の別紙に記載のそれぞれの設置場所 から撤去願います。</p>
<p>14 契約不適合責任については、納入業者 にあるとの理解でよいか?</p>	<p>14. 「春日部市物品等賃貸借標準契約約款」第 16 条に記載のとおりです。</p>
<p>15 賃貸借期間中は、遞減する動産総合 保険を付保するとの認識でよいか?</p>	<p>15. お見込みのとおりです。</p>
<p>16 過去、予算失効による中途解約の前 歴はあるのか? またその場合の賃貸人の損 害金は、残賃料の精算との理解でよいか?</p>	<p>16. 前歴はありません。その他については、賃 貸借契約書 (長期継続契約) の「7 その 他特定条件」に記載のとおりです。</p>
<p>17 不測の事態での納期の遅れが発生し た場合、春日部市との協議により契約内容 を変更するとの理解でよいか?</p>	<p>17. 「春日部市物品等賃貸借標準契約約款」第 7 条及び 8 条に記載のとおりです。</p>
<p>以上</p>	
<p>※質問事項は、原文のとおり記載してお ります。</p>	